

平成27年度第4回
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成27年12月11日（金）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	（1）札幌市都市景観基本計画・札幌市景観計画の見直しについて	
	・札幌市景観計画（案）	
3	閉会	28

平成27年度第4回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成27年12月11日（金）9時30分～11時30分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ8名（巻末参照）
札幌市：市民まちづくり局都市計画部長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 議事
 - (1) 札幌市都市景観基本計画・札幌市景観計画の見直しについて
・札幌市景観計画（案）

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻でございますので、始めたいと思います。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

今のところ、12名中7名の委員がおそろいでございます。

条例に基づく定足数を満たしておりますので、ただいまから平成27年度第4回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局担当の市民まちづくり局都市計画部地域計画課長の稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず初めに、お手元の資料の確認からお願いいたします。

本日は、次第を含めて4点です。次第のほか、A3判の説明資料1から、A4判の冊子の2、A4判1枚物の資料3の3点の資料がございます。

それでは次に、連絡事項でございますが、小川委員、坂井副会長、鈴木委員につきましては、欠席される旨のご連絡を頂戴しております。

早速、これ以降は議事に入りますけれども、会場にいらっしゃいます報道の方には、議事に入って以降、場内の写真撮影はご遠慮いただきますので、よろしくお願いいたします。

濱田会長、これ以降の進行をよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○濱田会長 おはようございます。

年末の朝早くから雨の中をご出席頂き恐縮です。本日も、活発なご審議をよろしくお願いいたします。

今、課長からお話がありました見直しの作業がかなり煮詰まって、最終形に近くなってまいりました。この間、皆さんからたくさんの意見をいただきまして、事務局はその難しいことを避けることなく受けとめて見直し作業をやってくれました。実は今回の見直しでは、従来2本立ての計画を一本にするとか、都市だけではなくて自然も含んだ内容にするとか、市民を巻き込むための仕組みを重視するなど、行政にとってはある意味ハードルの高い注文も結構出たのですが、それを担当課のほうできちんと受けとめていただいて、今回の形になっております。非常に頑張っていたと思います。

後ほどご説明があるかと思いますが、今後、パブリックコメントなどいろいろな手続がございます。本日は、市民にこういう形で示すことでよろしいかという最終確認に近い形の委員会でございます。これを今後に生かすという視点も入れながら、改めてそういう目で見ていただきまして、忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

私から資料の説明をさせていただきます。

まず初めに、資料にはございませんけれども、前々回、第2回では、骨子案その1ということで、第1章から第3章及び第5章の前半部分、主に理念等について、また、前回の第3回では、骨子案その2ということで、第4章の方針や第5章の(4)といった具体的な取り組みについて説明をしまして、ご意見をいただいたところでございます。

それらいただきましたご意見を踏まえまして、このたび、案として取りまとめさせていただきますので、こちらについてご意見をいただきたいと考えております。

なお、いただいたご意見につきましては、説明資料3としてまとめさせていただいております。こちらのほうについては、資料の説明はいたしませんけれども、いただいたご意見は本編内容のほうに盛り込ませていただいていると考えておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

また、前回の審議会以降、個別にメールなどでご相談させていただきました。その際にご協力をどうもありがとうございました。

それでは、本編と内容のご説明に入りたいと思います。

説明資料1の概要版をベースに、時々説明資料2の本編に戻りながらご説明を差し上げたいと思います。

なお、説明資料2の本編に写真等がございますけれども、今後、次回までに必要に応じて写真は精査していきたいと考えてございますので、ご了承ください。

それでは、説明資料1をごらんください。

まず、「第1章 目的と位置付け」でございます。

「1-1 計画策定の目的」ですけれども、札幌の景観形成の総合的な指針として、理念や目標、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組等を定めるということと、この計画を市民、事業所、行政等が共有し、相互に連携して持続的かつ計画的に良好な景観形成に向けた取組を推進することを目的としてございます。

次に、「1-2 位置付け」ですけれども、こちらは現行の旧基本計画と景観計画の二つの計画を統合しまして、新たに札幌市景観計画として策定するものでございます。

次に、「1-3 計画の前提」ですけれども、計画期間としましては、平成47年までのおおむね20年間で、対象区域としましては、札幌市の行政区域全域としてございます。

「1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題」でございます。これまでの経緯・現状につきましては、今までの審議会の中でいろいろとご審議いただいたところがございますので、省略させていただきたいと思います。右の表に簡単に経緯等についてまとめてございます。

続きまして、「(2) これからの景観施策の主要課題」ですけれども、これまでの景観施策としましては、都市が拡大成長する中で、受動的、保存的に都市景観の秩序を守る施策として展開してきたと言えますが、これからは、成熟した都市において景観を構成する要素を幅広く捉えて、能動的、創造的に都市の魅力活力を向上させるための施策へと転換

していくという課題があると認識しているところでございます。

続きまして、「第2章 札幌の景観特性」でございます。

札幌の景観特性については、自然、都市、人に分類しまして、それらの各項目について景観特性を整理してございます。

骨子案その1のときから内容は厚くなっておりますけれども、詳細な説明につきましては、割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、右側の「第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢」でございます。

こちらについても、前々回からご説明をしていたところでございますが、理念としましては、「北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる」ということで、この理念を踏まえまして三つの目標、六つの基本姿勢を掲げているところでございます。

続きまして、「第4章 良好な景観の形成に関する方針」でございます。

4-1では、全市的視点からの方針として、札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針を、4-2では、地域的視点からの方針として、特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針をそれぞれまとめております。

こちらは本編を見ていただきたいのですが、32ページ以降に、第4章、良好な景観の形成に関する方針を記載してございます。

こちらは、前回の骨子案その2のときにお示しさせていただいた内容の一部修正を加えた部分がございますので、それについて少しご説明させていただきたいと思っております。

まず、34ページの地形の段落です。少し細かい話になりますけれども、「山地、丘陵地、扇状地、平地」といった並び方を整理いたしました。

また、下の段の水とみどりの一番下の丸ですが、「水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります」を追加しております。

それから、38ページの文化・暮らしの段の一番下の「社会経済情勢等の変化により、使用されない建物や土地等が一時的に生じる際は、周辺の街並みや環境が悪化させないよう配慮します」ということを空き地等の観点から追加させていただきました。

そのほかに、細かい文言整理等をして、今回の案としてまとめたものでございます。

続きまして、概要版に戻りまして、1枚めくって裏を見ていただきたいと思っております。

第5章、良好な景観の形成に向けた取組でございます。

左側の「5-1 届出・協議による景観誘導」ということで、まずは現状ですけれども、大規模な建築物の建築など、届出対象となる行為を行う場合、工事着手30日前までの届出等により、基準への適合を誘導しているものでございます。

現行の届出対象としましては、延べ面積が1万平米を超えるものや、高度地区の制限に応じて高さが高いものなどの大規模な建築物や工作物、あとは、景観計画重点区域においては、規模にかかわらず届出が必要とさせていただいているところでございます。

こういった取り組みを重ねてきているところではございますけれども、②の課題にあり

ますとおり、景観形成上、重要な施設の場合でも届出の期日が一律だということと、届出者と市の2者の視点による協議にとどまっているということが一つ、もう一つは、届出対象ではないものでも景観に大きく影響を与える場合があるといった課題があるものと考えております。

そこで、取組の基本的考え方としましては、「全市的な秩序と調和を保つため、景観施策の根幹である届出協議を今後も適切に運用していく必要があるが、これからは、積極的に地域の魅力を高める観点から効果的に協議を行うことが重要」、「そのため、景観誘導の重要性に応じて届出対象や協議手法等を見直し、運用していく」というふうに考えているところでございます。

以上のことから、主な取組については、下のほうに記載しております。「①景観上優れたものへの誘導方策の充実」としまして、「ア 専門家の関与による協議制度（（仮称）景観プレ・アドバイス）の導入」をしたいと考えてございます。こちらにつきましては、詳細を本編の45ページに記載しております。45ページをご覧いただきたいと思っております。

まずは、協議対象としましては、建築物は、全市としては、地域地区や地区計画の区域などにおいて、新たに緩和を伴う都市計画を決定して行うものとか、景観重要建造物、札幌景観資産の敷地に近接するもの、都心におきましては、高さ60メートルを超えるもの、かつ、延べ面積1万平米を超えるものとしております。なお、都心のうち、景観計画重点区域内では60メートル「かつ」ではなく、「または」に読みかえるということとしております。また、拠点では、延べ面積が1万平米を超えるものとしております。

工作物では、高さ100メートルを超えるもの、橋長100メートルを超える橋りょうなどについて、協議対象としたいと考えております。

また、体制としましては、こちらは都市景観審議会のもとに部会を設置して行いたいというふうに考えております。

また、協議の方法・観点としましては、事業者が計画案、景観形成の考え方等について部会に提示しまして、部会からそれについて専門的見地から助言を行うというようなことを想定してございます。実施時期、回数ですけれども、都市計画決定を伴うものは、構想段階と実施設計の早い段階ということで2回、その他は実施設計の早い段階で1回と考えてございます。

一旦、概要版に戻っていただきたいと思っております。

「①景観上優れたものへの誘導方策の充実」は、そのほか、「イ 届出・協議に活用できる資料等の充実」、「ウ 市有建築物等に係る協議等の充実」を掲げてございます。また、概要版には記載がないのですが、景観形成基準も一部見直しをしております。こちらにつきましては、本編の69ページを見ていただきたいと思っております。

こちらに、景観計画区域における景観形成基準を記載してございます。基本的には、現行のものをベースにして時点修正等々を行ったところでございますけれども、前回いただきましたご意見を踏まえまして、69ページの中段、「街並みとの連続感をつくる」の一

番下のほうに、「オープンスペースのしつらえ」ということで、「公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する際には、みどりの効果的な配置、使用者にやさしい仕上げとするとともに、建築デザイン等の関係性や周囲の街並みとの調和に配慮する」という項目を前回資料に加えさせていただいております。

また、概要版に戻っていただきまして、「②届出対象の見直し」でございます。

届出対象の見直しにつきましては、何度も行ったり来たりで申しわけないのですが、66ページに詳細を記載しております。

赤字になっているところが今回加えたところでございます。

まず、上から行きますけれども、札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内にあっては5,000平米を超えるものということで、全市一律で1万平米という基準はございますけれども、それに加えて都心や拠点については5,000平米を超えるものを届出対象としたいということが1点目でございます。

2点目は、新たに設定されました18メートル高度地区において、高さの要件を設定するものでございます。

3点目は、壁面の長さが50メートルを超えるものということで、面積や高さ以外にも計画への影響が大きいものがあるという観点から、壁面の長さ50メートルを超えるものを加えたところでございます。

また、その下の築造面積の2,000平米を超えるものということで、例えば大規模な太陽光発電施設について、今までなかった届出対象要件を追加したということでございます。

また、一番下の米印に書いていますが、増築部分のみが届出対象に該当しないものは届出不要ということで、例えば大きな1万平米を超える建物に物置みたいな小さい部分を増築した際にも今までは届出が必要だったのですが、そういったものは必要ないでしょうということで除外したいというのがこちらになります。

あとは、右側の67ページに、特定届出対象行為を記載しております。こちらは、新たに計画を見直した趣旨を踏まえまして、対象になるものを再整理しております。詳細な説明は割愛させていただきたいと思いますが、整理をして内容も多少変えております。

また、概要版に戻っていただきまして、「5-2 景観資源の保全・活用」でございます。

景観資源の保全、活用につきましては、現状としまして、景観形成上価値がある建造物等について、法律に基づく景観重要建造物、条例に基づく札幌景観資産に指定し、助成制度等により、保存に向けた支援を行ってきたところでございます。指定状況としましては、景観重要建造物は2件、札幌景観資産は26件指定しているところでございます。

しかしながら、こちらも課題があるということで、②の課題としましては、歴史的価値に着目した視点に限定されているということや、助成制度等も外観の維持保全を重視したもので、利活用の可能性を広げられないということから、なかなか滅失を防ぐことには至

っていないという課題があるものと考えてございます。

それらを踏まえまして、取組の基本的考え方としましては、「成熟した都市において景観をより魅力的なものとするため、景観資源をこれまで以上に尊重」と「そのため、これからは景観上の価値のとらえ方を拡大し、景観資源を積極的に保全・活用」していくことを考えております。

以上を踏まえまして、主な取組については下のほうでまとめております。「①景観資源の指定等に関する体系の再整理」ということで、「ア 景観上の価値のとらえ方の拡大」としまして、下のほうに景観資源の体系のイメージを描いております。景観重要建造物もしくは札幌景観資産というAとBのほかにも景観資源はたくさんあるということで、そのうち、C、（仮称）活用促進資源と書いておりますが、この制度を設けまして、新たに掘り起こして緩やかに位置づける、周知活用を図っていくような制度をつくりたいというふうに考えているところでございます。

また、右側に行きまして、②では、景観資源の保全への多様な支援ということで、「ア 景観重要建造物等の活用への柔軟な助成」、「イ 専門家の関与による景観重要建造物等の計画的な修繕の促進」、「ウ 関連分野と連携した景観資源の活用の促進策の検討」、続いて、「③ 多様な主体による景観資源の共有」では、「ア 保全・活用を促す多様な情報発信」、「イ 市民や事業者等の多様な関与の促進」といったことに取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、概要版の最後のページの「5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進」でございまして。

現状ですけれども、中段にございますとおり、主な取組としましては、平成25年度から路面電車の電停周辺の地区をモデルとし、地域住民と協働で魅力的な景観の形成に向けた指針を作成するなどの取組を実施しているところでございます。

こちらについては、ロープウェイ入口地区が先行しておりまして、これまでワークショップを6回開催しておりまして、引き続き、指針の作成に向けた取組を進めているところでございます。しかしながら、②にあるとおり課題があるものと考えてございます。一つ目の課題としましては、既成市街地で景観に関するルールを策定する場合は、地域住民等のかかわりが不可欠だということと、地域ごとの景観まちづくりの取組は、モデル地区において地域住民と協働で取組を始めた段階のため、策定した指針を制度としてどう位置づけるかが不明確といった課題があるものと考えてございます。

そこで、取組の基本的考え方として、「地域ごとの魅力的な景観の形成を推進していくためには、地域特性を生かして積極的に景観を保全・創出していくことが重要」、「そのため、地域住民等が主体的にかかわる景観まちづくりの取組を推進していく」というふうに考えているところでございます。

以上のことから、主な取組等としまして、①では、地域ごとの景観まちづくりの多様な展開ということで、アは、今取り組んでおりますモデル地区の取組の推進と、それをほか

の地区へ展開していくということ、その他、「イ 取組事例等の情報発信」、「ウ 景観計画重点区域等の指定の検討」、「エ 景観計画重点区域の見直し検討」、「オ 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用」に取り組んでいきたいと考えております。

また、②の地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立では、ア、（仮称）景観まちづくり指針等の制度化ということで、景観まちづくり推進区域の対象区域や目標・方針、基準、届出対象、活動などを指針に定め、届出・協議と連動したり、地域住民による取り組みを支援し、地域特性に応じた魅力ある景観形成を図っていききたいと考えております。

また、それらに伴いまして、下にあるイですけれども、助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方も検討して行きたいと考えております。

続きまして、右側の「5-4 景観形成に関する普及啓発」でございます。

こちらの現状ですけれども、過去に開催しておりました札幌市都市景観賞の見直し検討として、市民主体の景観資源の選出等の取組を平成24年度から行っているところです。

これは、市民による運営委員会が主体的な取組を試行的に行ったものでございまして、市民によるよりよい景観の掘り起しとして、市民から好きな景観を募集しまして、人気投票をして、上位に入ったものについて景観まちづくりカードゲーム、景カードを作成するなどの取組を行ってきました。また、それに伴って、多様なイベントも実施してきたところでございます。

しかしながら、こちらについても、②にあるとおり、課題があるものと考えてございます。

課題の一つ目は、取組の計画上の位置付けや、個別の取組相互の関係性が明確ではないということ、もう一つは、良好な景観形成に資する取組や事業等を認め、周知する仕組みが必要などの課題があるものと考えております。

そこで、取組の基本的考え方としまして、「良好な景観の形成に向けた取組を促し広げていくためには、市民、事業者等の関心を高め、自発的な取組を促進することが重要」、「そのため、景観への関心の高まりに応じた多様な普及啓発の取組を展開していく」というふうに考えてございます。

以上のことから、主な取組としましては、「①景観に関する教育と体験の機会の提供」ということで、「ア 子どもへの景観教育」、「イ 市民等との協働による普及啓発の取組」、「②多様で効果的な情報発信」としまして、「ア わかりやすく多様な情報発信」、「イ 多様な情報ツールの活用」、「③市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実」としまして、「ア 市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援」、「イ 人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討」、「ウ 新たな表彰制度の検討・実施」などについて、下の表にあるとおり、景観の関心の高まりに応じて取組を行っていききたいと考えてございます。

最後に、右下の「第6章 計画の推進にあたって」でございます。

6-1の計画の推進体制としましては、下の図にありますとおり、市民、事業者、行政

が理念、目的等を共有しまして、それぞれの役割を担いながら相互に連携することにより、推進していきたいと考えてございます。

また、6-2の計画の進行管理としましては、PDCAや活動指標、成果指標などによる進行管理について整理しております。

以上、簡単ですが、計画の内容についてのご説明は以上でございます。

今後、会長からもお話しいただきましたように、1月中旬ころからパブリックコメント、キッズコメントをしていきたいと考えております。また、併せまして、景観法で、景観計画を定める際には都市計画審議会に意見を聴くことになっていまして、1月29日に開催される予定の都市計画審議会でも意見を聴きたいと考えております。また、その後、3月に予定させていただきたいと考えております。次回の景観審議会におきまして、最終的なご意見をお伺いした後、年度内に案の確定をして行きたいと考えてございます。また、その後、次年度になりますけれども、条例改正の検討手続のほか、計画に記載しました取組についても詳細に検討していく必要があると考えているところでございます。

以上、駆け足でしたけれども、ご説明は以上になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱田会長 ありがとうございます。

かなり膨大なものを短時間でご説明いただきましたが、皆さまには事務局からデータで送られていますので、事前にお目を通していただいている部分もあろうかと思えます。その時点で気づかれたこと、データが送られた以降も修正して進化していますので、その辺を含めてご意見をいただければと思います。

お気づきになった点や、先ほど植物の名前が違うという話がありましたけれども、そのような意見を含めてそれぞれのお立場でいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○梅木委員 今、斉藤委員と植物の名前を話していたのですが、14ページの札幌の主な樹木ということで、ハルニレの写真が出ていますが、隣の表にハルニレが入っていないと思いました。

○濱田会長 「市民ホール前のハルニレ」と記述があるのに、ないですね。

○梅木委員 これは札幌の大事な木です。

それから、植物の名前の間違いは、「ノリウルシ」ではなく「ノリウツギ」かと思えます。そして、「シラカバ」も「シラカンバ」と言ったほうが良いと思えます。

また、斉藤委員と話をしていただけですけれども、ノリウツギは低木というのはどうかと思います。ここは中低木にしておけば一つのまとまると思えました。これは、見る人が見たらすぐにわかってしまうような感じがします。

それから、外来種を調べてみたのですが、移入種なのか、外来種なのかということで、ニセアカシアは完全に外来種ですが、導入されたもので、余り勝手にふえていかなようなものは移入種とするなど、その辺の整理をしたほうが良いのかなと思っています。

○濱田会長 自然界の中でどんどん増えつつあるようなものと、造園的に公道に付された

道路の街路樹とは、コントロールのされ方が違いますので扱いが違うのではないかと
いうことですね。

○廣川委員 小学校の校歌がありますが、校木の名前を必ず入れるのです。この中だつたら、せいぜいミズナラ、ドングリ程度でいいのではないのでしょうか。

僕は、門外漢で意見というほどではないですが、よく知らない名前ばかりですから、黙
っていればそれで済むのかなと思います。これは、現実的には全然身近に感じないです。

○濱田会長 市民の中には関心を持たれている方が結構いらっしゃると思いますので、精
査していただきたいと思います。

先ほどの細かい分類など、専門家が見れば言い方が違うというあたりは、行政として公
式に出ていくものですから、しっかりやられたほうがいいかと思います。

○廣川委員 冬でも葉が落ちない木が風景的に欲しいと思います。例えば、瀋陽あたりか
ら札幌へ木を見学に来るわけです。そういうのを寒冷地でどんどん増やしていく特殊な寒
冷地ということと、冬の関係でそういう樹木をどんどん増やしていくような動きが一部で
あります。ただ、なかなか追いつかない感じなのです。

○濱田会長 多分、私や斉藤委員は、景観・まちづくりの現場での議論の中では、冬に周
囲が真っ白になったときに、樹木がどうあるべきかということだとか、落ち葉の問題も含
めて結構議論になります。そのあたりは、どこかに目配せが届いていたほうがいいかなと
いう気がします。

斉藤委員、どうでしょうか。

○斉藤委員 これは、札幌の自然の特性を整理しているのです、それをどう活用していくか
というのは、多分、後編のほうだと思います。ここで「植生等」と書いてある本文と、札
幌の主な樹木の表が合致していないのです。

それから、これまでのお話の中で、イチョウが非常に着目されていて、札幌の代表的な
景観のような市民の受けとめ方もあります。それなども、主な樹木になっているのだらう
かなと思います。相当昔に中国から来ているので、それを外来種というか、どういうふう
に扱うか。特定外来種ということで少し問題になるようなニセアカシア、元々の自然に影
響を及ぼすようなものと、ライラックとかイチョウのように相当昔、札幌に入ってきてもう
既に札幌の木と言ってもいいのではないかとというようなものと少し整理をしたほうが
いいかなと思いました。例えば、自然植生の中のツタウルシとかヤマブドウと一緒に表に
入れてしまうと難しいのではないかとこの感じがします。元々の自然にある主な樹木と、
それから、今、都市景観の中でよく使われて目にして札幌の特徴にも少しつながっている
ような主な樹木とすると整理がつきやすいのではないかと思います。

○濱田会長 市民の中には植物などにかなり詳しい方たちがいらっしゃるものです。その
方たちは細かい内容まで鋭く追及されますので、気をつけられたほうがいいと思います。

○事務局（都市景観係長） 我々の調べが甘い部分があったと思いますし、内容がわかっ
ていないところもあるかと思いますが、少しご相談等をさせていただきながら見直させ

ていただきたいと思います。

○濱田会長 これから何回かフィルターをかけて正確を期していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○西山委員 全体としては、積み重ねられてきた議論が反映されているので、いいと思います。

私は休んだこともあったので、幾つか確認させてください。

まず、一番大きな話は、一番最初の1-4で、これまでの施策とこれからの施策が受動的・保存的から能動的・創造的とありまして、これは大分前に一度議論をしたことを覚えていますが、「受動的・保存的」という言葉自体を前から使っていましたか。

結果的にこうなった経緯を簡単に教えてもらえますか。

○事務局（都市景観係長） 当初、これまでの施策の中に、受動的・保全的という表現をさせていただいておりました。そこで、まさに西山委員から保全という言葉についてご意見をいただいた上で、このように表現をさせていただきました。これまでのものは保存的であったというふうに表現を直させていただいたところでございます。

保全の観点につきましては、ここというよりは中身のほうで保全という言葉、もしくは、観点を入れ込んでおります。これからの景観施策という主要課題のところには書いてございませんけれども、中身のほうでいろいろ反映させております。

○西山委員 要は、これまで受動的・保存的だったのですか。保存という言葉はきつい言葉ですね。これは、日本ではなくて、札幌市の景観施策ですね。

○事務局（都市景観係長） はい。

○西山委員 そうしたら、全然保存的ではなかったですね。そんなに保存に頑張っている都市というイメージはありません。京都や金沢だったら保存もあり得るかもしれませんが、それさえも全然できていないのに、ましてや札幌市がこれまでのことを保存的という、見る人を見ると違和感があると思います。これまで、都市計画が整備、開発、保全ということを使ってきたので、保全だったらまだ逃げ道がありますが、保存的でしたと言われると違和感があるということが1点です。

そのときは、これまででは開発か保全かという考え方を常に選択肢してきて、保全できずに開発してきた、これからは、開発と保全を共存させるというのが都市計画の大きな指針になるという議論を1年ぐらい前にしたような気がします。その辺の議論とこの言葉がずれている、うまく整合していないような気がするので、改めて聞いたのです。

もちろん、能動的・創造的というのはいい言葉で、創造性の中に保存性が入っていることは、当然、理屈で幾らでも言えます。ただ、ここだけをぱっと見たときに、ましてや、その前が保存であるというのはずれを感じます。

ここは、出だしの大事なところですから、もう少し一般的にこれまで札幌市の景観施策に対してこれからの施策をもう一回だけ考えなければいけないと思いますので、ここに少しクエスチョンマークがつきます。

○濱田会長 私も全く一緒に、先ほど山田係長がおっしゃったように、西山委員のご指摘の経緯を受けてこうなったのだなと理解していたのですが、こうやって見たときに、受動と能動はまさに相対するものです。経緯でこうなっているとわかりながらも、保存と言ってしまうとちょっと違和感があるとも感じますので、今のことも含めてもう少し議論したほうが良いと思いました。

私も、先ほど説明を聞きながらクエスチョンマークをつけていたのです。ですから、西山委員がおっしゃった意味、議論した内容はそういったことだと思います。こういうふうを書いて、しかも、文字がブルー色になって線が引いてあって、こう配置されたような格好になりますと、これは対立概念かと読まれてしまいます。我々が過去の議論を踏まえているとしても疑問がつくので、そこが全くない方だったら、この書き方ではおかしいとなるかもしれません。書き方も含めて工夫した方が良いと思います。

○西山委員 要は、言葉として一番すんなり来るのは、対処療法的であったみたいなことだと思うのです。景観施策は、都市計画に比べて新しい分野ですから、どうしても新しい問題に対して対処療法的に対応せざるを得なかったことが一貫性を失っていたり、主体性、能動性を欠けざるを得なかったと。だけど、これだけ時間がたって景観法ができて10年たって成熟してきたから、今後は能動的・創造的に対処できるのだというのは良いと思います。そこは、無理に黒ポツで二つ対義語を並べる必要はないと思います。

今思いついたことですが、もっといい考え方があるかもしれません。

○濱田会長 従前の景観への取組のきっかけの多くが、どちらかという、景観阻害要素・要因が出てきたので、それらを何とかしたいというあたりの議論からスタートしています。本来の在り方として目指すものがあって、それに向かっていくための対応というような過程になっていなかったということは、多分、景観に古くから携わってこられた方は、皆、共通で思っていることだと思います。

特に、パソコンの発展の過程にも見られるように、都市で急激に人口がふえ、それに伴ってハードの整備はどんどん進んでいくというときには、そのスピードとコントロールのスピードが合ってなかったのが、どうしても後追的な対症療法的になっていたと思われる。けれども、これからは時代の変化への対応も含めて目標や理想像がしっかりとあって、それに向かってどうしていくかという段階に入っていくと思われるので、今回しっかりそこに視点を置いて見直しをしましたという書き方をすることで趣旨が伝わるのではないのでしょうか。これまでとこれからという述べ方にしておいたほうが良いかもしれません。

○西山委員 次に、4-2です。景観まちづくり推進区域という言葉は前回出たのですか。

○事務局（都市景観係長） はい。

○西山委員 それでは、私は前回休んでいたもので、申し訳ありません。

まず、一つ再確認させていただきたいのは、一般的な日本の他の都市では、景観計画重点区域的なもの、要するに、景観計画区域と景観地区という二つは景観法が定めているものだけれども、その中間的に使うものとしていろいろな都市がいろいろな名前をそれぞれ

つけて重点地区、重点区域、景観形成区域といろいろと条例独自に設定してつくっています。要は、市域全体ほど緩くなく、景観地区ほど厳しくなく、許可制はとりません。しかし、力を入れたいところに名前をつけているのです。札幌市は、それを2種類用意するということですね。

○事務局（都市景観係長） はい。

○西山委員 要するに、これまでやってきた市街地の再開発等が集中する地区というか、市街地の中の中心市街地的なもの、ほかの景観区域と性格の違うものという意味だと思うのですが、その二つの区域は、こういうところには重点区域を使い、こういうところには推進区域を使うというような文章はどこかに書かれていますか。

要するに、4-2の方針を見ると、二つが並列に書かれているけれども、何が重点地区で、何がという指針が読み取れなかったのですが、どこかにありますか。

○奈良委員 39ページです。

○西山委員 これしかないのだったら、ここは二つが並列に書かれているだけで、これをちゃんと読むと、「区域の内、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観を図るべき地域」ですが、厳しさが違う話なのか、それとも、使い方の性格が違うものなのかがわかりません。なぜかという、メニュー追加的に2を追加したから1の書き方を変えずに2だけ追加しているから不自然なのです。やはり、4-2の景観形成の方針は物凄く重要なことだと思うのです。この二つの地区をどう使い分けるか、他の都市ではこういう例が余りないと思います。ほかの都市は全部一本でいって、中心市街地であろうが、郊外地や自然に近いようなところであっても、一つの重点区域を使い分けていると思います。こちらは二つを使い分けると言っているわけですが、これをどう使い分けるのかということが書かれないとだめだと思います。

ちなみに、こういう使い方をしている自治体は日本にありますか。多分ないと思いますが、ありますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） あるとは思いますが。多分、今、新しくつくっている景観まちづくり推進区域は、区域内の全員の同意が必要ない緩めの制度ということで設けさせていただいています。例えば、今、景観計画重点区域は、確かに都心を中心にやっているものではあります、それに上乘せしてかけてもいいものではあると思っています。

○西山委員 2番ですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 2番は、全市的にどこでも使えると考えております。景観計画重点区域は、確かに今までは都心中心にやってきたところもあるのですが、今後はもう少し幅広でやるということで、地域の状況に応じて使い分けることを考えております。

○西山委員 1ですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 1も2もです。

○西山委員 そこをはっきり教えてください。都市の再開発等が重点的に起きる地域とい

うのがどこかに書いてありましたね。54ページの(3)の①のウですね。

「大規模な再開発等が連鎖的に展開する地域」と特定しているわけだから、これ以外の地区には使えないわけですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 一応、「など」ということで逃げております。

○西山委員 それこそ「など」で逃げるような対処療法的なやり方をせずに、この地区は何のために使う地区なのか、他の自治体の事例のように、特にその地域の特性に応じて、規制とかガイドラインをきつく詳細にして、よりその地域に適した景観誘導を濃密にはかる地域という意味にしてしまえば、都心でも使えるし、郊外でも使えるし、自然に近いところで使えるわけです。そういうふうにしてしまったら一本でいけるし、もしそれとは別に2番の推進区域を設けるのであれば、全然違う意味で、まちづくりのための協定とすべきです。

これも区域だけでも、今までの感覚でいうと、1番は都市計画でいうところの地区計画の景観版みたいなもので、2番は協定区域みたいなものだというような、その辺の概念をもうちょっと整理するとすごくよくなるし、使いやすくなるし、誤解もないし、汎用性もあります。今は、申し訳ないけれども、メニュー追加をしてしまったという感じに見えるのです。

○濱田会長 せっかくこうやるのであれば、より有効になるようにできる可能性があるというご指摘だと思います。これは、これまでの議論の中で、再開発はどちらかという都心部において民間事業者主体でやっていたものを、もう少し市民に近いところで検討していくエリアという見方で取り組んでいくやり方がないかという意味ですね。あえてまちづくりが入っているのであれば、そのためにどうあるべきかをもう少しきちんと明確にして、より有効的なものにしたほうがいいのではないかとというのが西山委員のご指摘だと思います。

○西山委員 要するに、地区計画がそうであったように、今後、市民発案がしやすいような、市民が読んで使い分けられるものにするということです。

○濱田会長 そうですね。

○西山委員 それから、あと三つあります。

ちょっと細かいですけども、本編の44ページの(4)の①届出のウの一番最後に、「アで定めるものに加えて適用します」と書いていますが、これは意味がわかりにくいです。要は、緩和はしないけれども、より厳しくするということです。厳しくすることはできるけれども、緩くすることはできないという意味だと思うのですが、「加えて適用します」だけで通じますか。

それと同じようなところで、45ページの上の協議対象、建築物、aは、「容積率や高さに関する緩和を行うもの」と書いてあります。これは、要するに、緩和するわけですね。

○事務局（都市景観係長） これは、協議を行う対象の相手として、緩和を伴う地区計画や都市再生特別地区などの都市計画決定を新たにしたものについて、協議制度の対象とす

るということです。

○西山委員 わかりました。

では、「加えて適用します」は、もう少しわかりやすくしていただきたいと思います。

○事務局（都市景観係長） 検討します。

○西山委員 それから、aについては、「地域地区や地区計画の区域」と書いてありますが、これをどれくらいの人ができるでしょうか。特に「地域地区」は、大学の授業でよく学生に、これを読むと普通の言葉だけれども、すごく専門的な言葉だと言うのです。読むと地域や地区みたいな意味にとれるのですが、都市計画の専門家なら、当然、知っていないと怒られる内容だけれども、それ以外の人知っていたら不思議に思うような言葉を何の説明もなく書いていいのでしょうか。

○濱田会長 注意書きなり何なりが必要ではないかと思います。

○西山委員 結局、この景観計画を誰に読ませるのかと考えたときに、本当に一般市民に読んでほしいという気持ちが心の底からあれば、こういう表現にはなりません。地域地区とは何か、一言で説明してほしいと言われたらどうしますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 80ページに書いてある地域地区となってしまいます。

○西山委員 それだと誰もわかりません。

普通だったら、住居とか工業という用途地域という地域と、それ以外に定められている高度地区、防火地区とか網かけがいろいろとあります。それは全て何とか地区とついています。だから、用途地域、いわゆる用途の色分けの地域と、特別地区という言葉をあわせた制度名称ですね。

○事務局（都市景観係長） この表現は非常に悩んでいまして、条例に書く文章も含めて考えていたものですから、一旦、条例寄りの表現はどういうのがいいのかということが書かれてしまって、非常にわかりにくい文章になっていると思います。それとは別に、ここにどういう言葉があったほうがわかりやすいのかという観点で考え直します。

○西山委員 とにかく、ほかは全部、景観法の中で説明を加えながらどんどん出てくるけれども、突然、都市計画の専門用語がぼんと出てくるのはよくないのではないかと思いますので、そこは検討してください。

最後に、概要の2ページ目の5-2の活用促進資源です。

これは、言わんとしていることは全然問題ありませんが、これだけ景観という言葉が入っていないのです。だから、景観重要建造物、札幌景観資産、一番外側が景観資源です。この言葉だけ活用促進資源です。それだけぱっと見たら、何のことですかという感じがするのです。やはり、どこかに景観を入れないといけないと思います。例えば、活用促進景観資源とすると長いとは思いますが、ただ、景観資源でありますので、景観は入れたほうがいいと思います。

○濱田会長 重要なお指摘をありがとうございます。

先ほどのあたりは、仮称になっているので、今後の議論の中で中身が煮詰まっていったら、それにふさわしいものに置きかえようという途上のところもありますので、それも含めてよろしくをお願いします。

あとはいかがでしょうか。

○小澤委員 各論になります。

45 ページで気になっているのですが、2点ほどございます。

最初に、下のほうの実施時期・回数で、これは以前にも個別の話で出たかと思いますが、「b～f に該当する場合：原則1回（実施設計段階）」とあります。その上に、「構想段階・実施設計段階」とあります。実際に実施段階になるとほとんど何もできません。やはり、書き方としては、基本設計段階、ましてや、一番上に「（仮称）景観プレ・アドバイス」とあります。「プレ」という言葉とかみ合わせる言葉は実施設計だと思います。設計者側からすると、大したことは考えていないという先入観を与えてしまいます。

手続上どうするか、いろいろあるかと思いますが、この表現は基本設計とされたほうがいいのではないかと思います。

それから、これも細かい話ですが、上の協議対象のbで、「景観重要建造物、札幌景観資源の敷地に近接するもの」となっています。概要のほうを見ますと、2枚目の左下ですが、アルファベットの振り方が食い違っています。そこも書きとめていただきたいと思いますが、「景観重要建造物等に面するもの」となります。「近接」と「面する」で、この辺が矛盾していますし、実際に判断が難しいと思います。「面する」といいますと、本当にその周囲の建物だけになってしまいます。ただ、重要なものがあってすとんと軸線がとるような場合は広い範囲で考えたほうが良いと思います。その辺は、これからまた細かく検討していかないといけないと思うのですけれども、「面する」という言葉で具体的に押さえてしまわないほうが良いと思います。

○事務局（都市景観係長） 概要版のほうは直し漏れで、本編のほうが正しいものになります。おっしゃるとおり、どれぐらいが近接なのか、今後、検討していきたいと考えています。

○濱田会長 書き方はともかくとして、面しているという物理的なことだけではなくて、影響の及ぶ範囲はちゃんとやろうという意味ですね。よろしくをお願いします。

○片山委員 すごく細かいところで恐縮ですが、66 ページの届出対象行為の壁面の長さのところは、見付けの長さですね。私が届出者だった場合、建物の形はいろいろあって、例えば、一辺は10メートルだけれども、それががくがくしていて、ある道路から見たときに50メートルになるというのは、当然、よくある話だと思います。ですから、ここは、ある方向から見たときの壁面見付の長さときちんと書いておいてあげたほうがわかると思います。

○事務局（地域計画課長） おっしゃるとおりです。まだまだ定義が追いついていないところでは。

○濱田会長 ありがとうございます。

○奈良委員 同じページでよろしいでしょうか。

先ほど、工作物の2,000平米を超えるものところで、例えば太陽光パネルなどということをおっしゃっていたのですが、太陽光パネルが2,000平米の場合の届出で、景観に対してどういうチェックをすることになるのかがわからなかったのです。

○事務局（都市景観係長） ご説明が漏れていましたが、71ページに基準を追加して載せております。一番下に太陽光発電施設としまして、視点場からの見え方について、配置とか緑化で工夫してくださいということや、付帯設備についても色彩や修景に配慮してくださいと追加させていただいております。

○奈良委員 52ページと57ページのその他取組を支える制度等で、景観アドバイザーが全く同じように書かれています。やはり、それぞれに書く必要があるのかなと思います。こういうふうにそれぞれ書いておいて、景観アドバイザーの存在を強調したほうがいいのか、全く同じものがまた出てきたという印象があったものですから、あってもいいのかなとは思いますが、もう少しスマートなやり方がないのかなと思いました。

それから、38ページの表の一番下に、使用されていない建物の土地だということをつけ加えたということだったのですが、これは具体的にこれからどんどん問題になっていく空き家対策などを意識した言葉なのでしょうか。

○濱田会長 まさにそのとおりです。

○奈良委員 そうすると、空き家対策は、今使われている言葉を使ったほうがいいという気がしたのです。ちょっと逃げている印象がして、そこまで踏み込んでいないのか、それを対象にしているのか、見えない感じがしました。

もう一つ、大きな話で、表紙に「2016」と書いてあります。私は、西暦が好きだからとてもうれしいですけども、中の年号を見ていくと、全て平成括弧何年となっていて、表紙としてこうやっていくのだったら、二千何年括弧平成かなという気がします。今まで別の冊子と並べるときに、表紙や背表紙に昭和とか平成というものがあつたほうがよければ見やすいように、ここにも括弧があつたほうがいいのか、そういう扱いはどうなのか、この表紙の2016はいいなと思ったのですが、中との整合性ですね。ただし、26ページの表は平成ですから、こういうところに、二千何年というのをどう扱っていくかはややこしいところがありますが、どうするのかと思いました。

○濱田会長 これだけではなくて、市全体としてどういうルールでいくかということになっているのではないのでしょうか。

○事務局（都市景観係長） 札幌市内部の基本的なルールとしまして、本文の中の年号表記については西暦と併記しましょうということになっております。ただ、例えば、表に書くものとか、表紙も含めてその他のところについて、がちがちにこうしましょうと決まっているものではないので、その書いてある内容や場所に応じて、適宜、表現を工夫していく部分だと考えています。

表紙についても、これは確定ではなくて年号みたいなものは入れたいと思いますけれども、確定ではございませんので、その表記についてもデザインを考えていく際に検討していきたいと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

○廣川委員 ここにある地域とまちづくりですが、どうも前に説明を受けたときの内容では、少ないのと表面的な事業をしてきたというふうに僕は受け取っているところがあります。ですから、せっかくやるのであれば、そこら辺も具体的なまちづくりで、今やっている経過の中でどういうふうな、結果として実践できるものがあったのかどうか。そういうものは機会をつくって討論したで終わっているような気がしないでもないのですが、どんな感じですか。

○事務局（地域計画課長） 例えば、路面電車沿線2カ所でやっていますという話で、そこで話をして終わっているのではないかということですか。

○廣川委員 だから、前にもここで指摘したのですが、何でこんなことをやるのですかと言っている人がいるのです。ここは、事業を淡々とやっているということで、もしかしたら中身が貧弱ではないかと思うのです。だから、これは今後も続くと思うので、やめるわけではですね。そういう意味では、もう少しめり張りをつけてやってもらいたいと思います。例えば、期間設定をして、だらだらではなく事務的にやる。

これは、見ても驚かないような内容です。さっきも景観アドバイザーが出てきますが、ループ化が終わったらどうするのかを望んでいるわけです。ループ化の前のあるべき姿を議論しているけれども、もう終わってしまいます。その後は、どういう幕引きをするのか、今後の方向性を教えてもらいたいと思います。

○事務局（都市景観係長） 書いてある取り組みを通して、例えばループ化をしてつながったところについて、地域で考えたいということがあれば一緒に考えていきたいということもございます。ここには個別の場所ごとには盛り込んでいないのですけれども、そういうことをやっていくためにこれをつくりましたので、今後、例えば路面電車のループ化されたところについては、地域の動きに応じて取り組んでいけたらと思っています。

○濱田会長 これまでの議論の中で、特に私が事務局の方々と事前にお打ち合わせをするときに度々申し上げた市民との距離感、参加のときに、行政側としては開いているつもりですが、市民から見れば伝わっていないことがあります。色々な良い取り組みをされているけれども、知らなかったという原因は、我々はかなり深掘りしていますが、普通の市民の方がやられる段階では情報がなく、それなら行きたかったのにと。広報を見たら、やりました、参加人数は37名と書いてあって、寂しいと私も結構感じているのですが、廣川委員も同じ思いだと思うのです。

○廣川委員 ここでやっている会議のレベルと現実が違い過ぎて、これはちょっとおかしいのではないかという実感を持っているのです。やはり、身近ではなくて、提示するのが

必要だと感じています。

○濱田会長 伝わるような形という意味では、八木委員はメディアとして普段から色々なことをやられている中で、行政の伝え方に関しては問題意識を持たれていると思います。もっとわかりやすく伝えるためには、もっと私たちを使ってくださいといったことなども含めていかがですか。

○八木委員 内容的にはこれまで議論されてきたことが集約されていて良いと思います。

○濱田会長 廣川委員のご指摘の伝え方に関連して、これを今後やっていくに当たってはいかがでしょうか。

○八木委員 それについてまず伺いたいのは、先ほども話が出たのですけれども、景観計画はどこに向けたものですか、市民ですか。

○事務局（都市景観係長） はい。

○八木委員 以前も同じことを申し上げたので、もしかしたら不要なのかもしれないですけども、今後20年間かけてやる計画と書かれています。概要版ではこれまでの経緯を時間軸と法令から普及啓発までの内容について書かれているのに対して、今後については20年としか書かれていないので、かなり曖昧に感じられます。今後は15年後に新幹線が札幌で開業します。10年後のオリンピックも招致しているので、将来的な20年間に起こり得る可能性の中でどこまでに何の計画を実行するのか、来年すぐやるものもあれば、20年かけてやるものもあると思いますが、それが具体的にはわかりません。全部を20年かけてやりますという見方しかできないので、時間軸に沿った具体的なプランを見せてもらえたらと思いました。

それから、この場で申し上げることではないかもしれませんが、冊子のつくりとして、目次にページ番号が振っていないと目次ではないと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局（都市景観係長） まず、ページ番号については、確定してからしっかり振らせていただきたいと思います。

○八木委員 今、見ているときも見づらいです。

○事務局（都市景観係長） そうですね。

それから、20年間の間の取組については、第5章で具体的にこういうことをやりますと記載させていただいております。その中で、細かく書いてはいませんが、例えば44ページに、届出と協議に関してはこういうタイムスパンで、短期的におおむね5年はこれで、中長期的に残りの15年間はこれという表現で、それぞれの取組について、こういうロードマップでやりたいということは書かせていただいております。

○八木委員 この過去の表はわかりやすかったのですが、未来の表も見たいと思います。文章ではなくて、お年寄りからお子さんまで誰が見ても市民一般に対して未来が描ける、特にお子さんであれば10年、15年というのは非常に大事な時期ですから、図面としてあるといいなと思ったのですが、ないと困るものではありませんし、あくまで市民に伝えるならばという前提で申し上げました。

○濱田会長 多分、そこは、いつまでに何をというものではなくて、ステップとしてこういう順序でいくと、ここに到達できるのではないですかという示し方は可能だと思いますから、工夫されたらどうでしょうか。

○八木委員 一般市民の意識と景観審議とのギャップというご意見がありました。パブコメの場で都市景観という名前を聞いてもぴんとこない人にもわかりやすい、札幌はこういうまちを目指しています、美しいまちにしたいのですということを行うために、もっとシンプルで伝えやすい、見てわかりやすい、聞いてわかりやすいものがあるといいと思います。景観について関わってやっていらっしゃる方にとってはそれが当たり前ではあるのですが、一般的にはわかりづらいというのがあります。

○梅木委員 八木委員と同じような意見ですが、最初に読んでいたときは、読み物として結構おもしろいと思って見ていたのです。

この前、「ブラタモリ」で札幌をやっていましたが、あんなようなイメージで、札幌に関心が持てるような番組内容だったと思います。私が理解できないものは一般市民は理解できないのではないかと思ったので、理解できるようなものとして次々にめくって読んでみたくなるような内容にしたほうがいいのではないかと思います。

それから、全体を読み込んではいないのですが、一番最後の別表は、現在やっているものではないでしょうか。既にやっている大通地区景観計画重点区域における景観形成方針を見ていたら、その全てに大通も札幌駅南口地区も北口地区も、全部、緑豊かとか、四季とか、緑にあふれた連続性のあるまち並みと書いてあって、一番最初に出ているのだなと思っています。でも、みんなこれを意識したいと思っているけれども、前のほうを見たときには何となくそれが感じないなというのがほかの工作物がどうしても目立ってしまうのかもしれないのですが、それについての縛りが緩いなと感じます。

工作物などは、建てるのは時間がかかるとはいえ、半年とか1年以内でできるものだと思うのですが、緑に関しては20年はかかります。いきなり大きな木を植えるわけにはいきませんから、すごく長い目で見なければいけません。そして、それを誘導していかないと誰もやらないことの一つでもあると思うのです。だから、もっと強く誘導するような感じでいったほうがいいのではないかと思います。

○小澤委員 もし読み物としてもっとわかりやすくするのであれば、いきなり第1章で専門用語が入ってくるのです。計画策定とか上位計画は普通の言葉ですが、固いです。何か前書きのような形で、こういう趣旨でつくった冊子だからこういうふうに読んでほしいというような趣旨説明的なものを、市長のお決まりの挨拶ではなくて、編集側のこうなしてほしいという思いが伝わるようなものを書かれたらどうなのでしょう。

例えば、地形とかデータを読むだけでもおもしろいですし、普及とか一般の人に読んでもらう工夫みたいなものがどうかなとお話の流れでそう思いました。

○濱田会長 先程、西山委員がおっしゃったように札幌はすごくおもしろいところがたくさんあります。それは、ずっと住んでいる方よりは外から来た方のほうがより感じるとい

うお話をされました。伝え方のところで、より関心を持ってもらえるように、各委員がおっしゃったように、どうやって参加したい方に参加してもらえるか、見方も含めたあたりが能動的に、創造的にいくための大きなところだと思います。計画が先にあって、市民参加しなければだめだからやりますという形式的なワークショップのようにならないように、先に普段から行いがあって、それが具体のプロジェクトのときに実を結ぶというぐらいのあり方でいければなと理想的に描いているのです。

○小澤委員 最後のところは、すごく文章表現力が要と思います。せっかくここまでおやりになったので、最後のところももう一ステップお願いします。

○濱田会長 さらに有効にするための議論ということでお受けとめいただければと思います。事前に来られたときには、ご苦勞されたな、一安心ですねと言いかけたのですが、お正月の間ももう少し頑張っていたきたいと思います。

○斉藤委員 前回もいろいろと言わせていただきましたが、これを盛り込んでいくのは大変な作業だったと思います。お疲れさまでした。

僕は、基本姿勢のところがこれでいいのか、こういうものが普通なのかなと持っているところがあります。

30ページ、31ページですけれども、オは「みんなが取り組み、広げる」です。そこまではいいと思うのです。自然や歴史、札幌の顔、地域の個性をどうつくっていくかがオとカですが、オは「みんなが取り組み、広げる」で、これは市民、事業者、行政となっています。カは、「市は率先し、支える」とありますが、この「市」は何ですか。

○事務局（都市景観係長） 札幌市です。

○斉藤委員 行政ですね。行政と言うだけではないですか。市というのは、こういうふうなところに出てきて何も違和感がないのか、骨子とは何だろうと思うのです。

○事務局（都市景観係長） 札幌市が積極的にいろいろなことをやっていきますという決意です。

○斉藤委員 札幌市の行政ですか、それとも、札幌市民ですか。

○事務局（都市景観係長） 札幌市役所です。

○斉藤委員 これは、どういうふうに受けとめるのがいいのか。これでいいのですか。僕はわかりません。

○廣川委員 支えてもらっていませんよ。

○斉藤委員 その問題は別の視点ですよ。

市というふうになると、市民がいて事業者がいて行政がいて三位一体です。それで、みんなで取り組む、広げると言っているわけですね。その後に「市が」と来ます。行政と違う市があるのかなと思うのです。一緒にやるということを率先して拾う、当然、支える、当然そういうリーダーシップの役割だと思いますけれども、これが続いてくると、僕はどういうふうにかえたらいいのかなと思います。

○事務局（都市計画部長） いわば、当たり前と言えば当たり前なのです。支えていない

という意見もありましたけれども、市役所が支えるのは当たり前なのです。逆に当たり前なので、今のご指摘は違和感があるという意味だと思いましたから、今更ですけれども、どうするか考えさせてください。

○斉藤委員 役割は当然そうなのです。

○事務局（都市計画部長） あえて言っているところが積極的に捉えていただけるか、ただ、それは違うのではないか。オとカは、みんなでやろうねということとかみ合っていないのかもしれない。

○濱田会長 このところは、中身を見るとみずから率先して範を示していいものをつくって行って、市も頑張っているから皆さんも頑張してほしいという感じが入っています。

○事務局（都市計画部長） あるいは、市のまちづくりの事業をやる場合にはですね。

○濱田会長 それは、斉藤委員がおっしゃったように、それぞれがということであれば、市民も公共施設のあり方に関してはきちんとコミットするという含めての話だと思います。行政に任せておきながらいいものができなかつたら文句を言うというやり方ではないのですということですから、書き方は少し工夫したほうがいいかもしれません。

○斉藤委員 基本姿勢ですから、ここは大事なところだと思います。

○片山委員 第6章の推進体制のところでは、行政というページがあるので、その布石としてここで行政と言っても問題ないと思います。

○斉藤委員 ここでも、市民、事業者、行政等が多様な主体で支えられるというふうに書いてあります。これがあって、次に、また市はと行くので、違う役割を持つのかなと思ったのです。

○濱田会長 オのみんなが取り組み、広げるの中に、行政のみずからやるものに関してはというぐらいのことが続きで入るのがいいのでしょうか。

○事務局（地域計画課長） 繰り返しの議論になりますけれども、ここはあえて言っているところがあります。内部的な事情も少し透かし見えてしまうかもしれないのですが、我々景観部局がほかの部局と一緒に話をするとき、やはり率先してやらないとだめだろうと。条例にもはっきり書いてあるのでわざわざ言うのかという問題はありますが、一旦ここは我々の姿勢も強く書いてみようということでした。ただ、「市は」で始まるのは違和感があるのかもしれない。

○八木委員 内容はいいと思います。これがもしなかつたら、ちょっと逃げている感じがあります。みんなでやりましょうとだけ言っていたら、市はどうなんだと強く言われると思うのです。そのうえで「市は」という表記が問題なのかもしれません。

○濱田会長 今も、課長に率直に言っていたのですが、これまでの意見の中でも景観で一生懸命議論していても関係なく物事が決まって行くことが多いというような例がないようにしたい、これからは、せつかくこういう議論をしているのだから、まちの戦略ビジョンなり都心の再開発分野とも連動しながらやっていくということとか、一見、これは景観に関係ないというような格好で担当部局が突っ走られて後で行政内部での調整に苦労

するのだったら、しっかりと書いておこうというふうに受けとめています。その趣旨に沿った書き方ではないでしょうか。

○西山委員 今のお話は、先ほどの八木委員の事業年度、計画年度の話など全部に関わってくると思うのですが、僕らが再確認しなければいけないのは、景観法は規制法です。要するに、民間の活動を規制してコントロールすることで、向かうべき方向に誘導していくための法律であり、計画です。事業計画ではないわけです。ですから、木を植えますとか、道路をこういうふうに美装化しますというのは、景観法の話とは違うわけですね。

これも、私が大学の授業で言うのですけれども、世の中の景観は誰がつくっているのかといったら、自然と民間の活動と行政の公共事業の話です。要するに、景観を変える主体というのは、自然は地形などの舞台を与えてくれるわけで、それを人間が変更したりするのです。だから、基本的に景観を動かすのは個人とか企業という民間とパブリックの二つしかないわけです。それ以外に景観を変えるものがないわけです。

そういう意味で、景観計画というのは、きつい言い方をするのですけれども、民間をコントロールするため、放っておくと何をするかわからない民間を計画の枠にはめてコントロールして景観をある方向に誘導していきますというものなので、20年といったところで、事業計画ではないので、何年までに道路をつくり、何年までに木を植えますということとはできないわけです。だから、どういう意味で20年と言っているのかという説明、あるいは、我々の中での認識が必要かと思います。

要は、さっきも言ったように、法律は時限を定めるものと定めないものがあるって、景観計画は今言ったように民間をコントロールする、あるいは、行政の公共事業を内部協議によってある方向に導くための計画です。そういう意味では、常に見直さなければいけないし、時限が決まっているものでもないという性格の計画で、世の中にいろいろな計画はこの二つに分かれます。時限がある事業計画と、時限のない常に見直さなければいけない規制法に分かれるという根本的なことをどこかに入れるべきだと思います。

最初に、小澤委員がこう読んでほしいというときに、もちろん読んでほしいという優しい言い方が必要ですけれども、要は景観計画とは何なのか。そうすると、先ほど八木委員がおっしゃったような新幹線が来ます、オリンピックをやるかもしれない、それまでに景観をどうしたいという話を景観計画として時限を定めて書くことはできませんというのが正直な答えだと思います。これは、そういう性格のものではありません。だから、景観計画とは何なのかということをはっきりと仕分けして、世の中における景観計画の位置づけを波及させたいと思うのです。その代わり、民間の活動をコントロールできるわけですから、強烈にやれば非常に強い力も持つわけです。それは法律がバックアップしてくれるわけです。まず、そこをはっきりさせれば、今の議論がちゃんと整理できると思います。それが前文のようなところで書かれるといいかなと思います。

○濱田会長 今の点は、私もいろいろな機会に言っているのですが、まちづくりの動きの中には、意外と景観という独自のお財布がないのです。しかし、結果で言えば景観にすぐ

く関連することをそれぞれの本業で、農業者は農業を通じて、商業者は商業を通じてやっているのです。そのときに、景観が大事だという心構えをきちんと持ちながらやっていくかどうかということだと思います。それが背景にあって、このコントロールの仕方があります。

景観関連で飯が食べられますかみたいなことをいつも言われますが、食べられるようにしなければだめなのです。やることは、道路の整備だったり、ホテルの建設だったりするのだけれども、そのときに景観をきちんと生かしていくやり方にしたほうがより可能性が高くなるし、ビジネスとしても成功しますよと言う価値観を広めたいと個人的には思っているのです。そのときに八木委員のおっしゃった、こういうことのためにこれを目指す、ステップとしてはこうなりますというのは記述しておいたほうがいいと思います。A地点からB地点に行く優先ルートをつくっていた時代から、その間を気持ちよく過ごせるようにするとか、いろいろな時代の要請があってインフラの整備も変わってきているわけです。一通りそろって、果たしてこれでよかったかということになった中での豊かさの意味をしっかりとみていくとすれば、景観のことは大事にしてほしいという担当課の思いだと思いますので、それがきちんと市民にも他部局にも伝わるような内容でどう書き込んでいくかということだと思います。

○西山委員 先ほどの31ページの斉藤委員がおっしゃったことですが、市全体でできることと、景観部局ができることは極端に分けて書いてもいいかもしれないです。要するに、景観部局としては、先ほど言ったように民間の活動をコントロールすることと、公共事業全体をきちんとマネジメント、協議することで、きちんと役目を果たしますとするのははっきりするのです。

それから、これも八木委員に対して説明があったことですが、44ページにロードマップがあります。これも、先ほど私が申し上げたように、これ自体は事業計画ではないけれども、この景観計画に書き込まれた新たな施策、要するにコントロールするためのいつまでに導入するか。あるいは、景観資源の登録制度など、いつまでにどういう目標を達成するかということ、ここの44ページのようなところに書くのではなくて、もっとどこかに景観計画として20年をスパンに考えたけれども、この中で出した新しい施策をいつまでにやりますぐらいは書けるのではないかと思います。

○事務局（都市計画部長） 全体のロードマップみたいなものですか。

○西山委員 全体というよりも、景観行政のロードマップです。景観行政施策実現のロードマップです。

○濱田会長 こういうステップを踏んでこっちに向かっていきますという書き方ですね。

○西山委員 その結果、つくり出されるものをどうするかは書けないけれども、それをつくり出すための施策のロードマップはつくれるというふうに整理できると思います。それが言いたかったのです。

言っている意味はうまく伝わっているでしょうか。

○濱田会長 多分、中身云々というよりは、全体を有効なものにしていくために、そういう表現の仕方をしっかりやっておいたほうがいいのではないのでしょうか。そこは、多分、さっき言ったように、さらに・・・というための努力の部分だと思います。そこをしっかりとやるといい施策というか、計画になっていくと思います。

多分、廣川委員がおっしゃった建前と現実がずれているというあたりも、普段、いろいろなことで活動されているからこそその実感だと思います。言っていることはとてもいいけれども、現場はそうっていないというのは、現場に近い立場にいらっしゃるので感じられることだと思います。言っていることが悪いのではなくて、そういう気持ちがあったら、それが生かせるようなしつらえなり、場の設定なり、手法にしてほしいという切実なお話だと思いますので、よろしくをお願いします。

○小澤委員 今の話の流れで思ったのですけれども、著者は札幌市となるのか、ここに書かれているように市民まちづくり局都市計画部となるのか、この辺で中の書きぶりが変わってくると思うのです。

○事務局（都市計画部長） 札幌市です。

○濱田会長 市としてこういう方向を目指します、その中身は担当課がやりましたということでしょうね。

○小澤委員 その辺もはっきりさせておいたほうがいいですね。

○事務局（都市計画部長） 札幌市景観計画になっておりますので、こちらは札幌市となるはずです。

○小澤委員 もちろん、著者は、都市計画部としてのスタンスで書かれているわけですね。

○事務局（都市計画部長） 現時点ではそういうことになると思いますが、札幌市という立場にしていくことになります。

○小澤委員 そういう観点から、本当に誰が発信しているのか、一つ一つの文章を見直していく必要があるかもしれないです。

○事務局（都市計画部長） 先ほどの市はというのは、まさに札幌市ですけれども、内部的なことになってしまっている部分もあるので、その辺は気をつけなければいけないと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

先ほどのスケジュールの今後の動きを見ると、今日の段階のもので一旦受けて、パブコメの手続に向けてということになりますね。

○事務局（都市景観係長） いただいたご意見を反映して、パブリックコメント、キッズコメントをしていきたいと思っております。

○濱田会長 かなり技術的な深い議論を含めていろいろなご意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○濱田会長 今回は、さまざまな都市施策にかかわるものが同時並行的に見直しになって

います。それと連動しながら、札幌市としてはこれまでと違うステップへ踏み出そうとされている時期だと思います。

○廣川委員 写真は、一番直近のより現実的なものを載せてもらえませんか。

○濱田会長 写真に関しては、これまでもいろいろな議論があつて、中身に合った写真を既にある中から選ぶのか、新しく撮るのかも含めて、担当課として精査していかれるということですのでよろしくお願いします。

今日の皆さんのご意見の中で、こういうことをやればいいのだなというあたりの確認はよろしいですか。

○事務局（都市景観係長） はい。

○濱田会長 それでは、予定より少し早いですがけれども、これで終わりたいと思います。事務局にお返しします。

○事務局（地域計画課長） 本日も、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

まず、計画の内容そのものに対するご意見も幾つかいただいておりますので、私どもで改めて精査あるいは改善して、内容によっては個別にご相談させていただくところもあると思いますので、よろしくお願いいたします。

併せて、計画の本書だけではなくて伝え方の話がきょうの大きな論点になったかと思えます。伝えていくという意味で言いますと、まず、パブリックコメントがありますが、日程は年明けの1月20日から2月18日の予定となっております。この間に、ほぼ同時に都市計画マスタープランとか立地適正化計画と一体になるものとか、若干遅れて都心のまちづくり計画も見直しをしておりますして、いろいろな計画が同時並行的に動いています。景観についても、同様に1月20日から2月18日の間で一般のパブリックコメントと子ども向けのキッズコメントという二つのチャンネルを用意して進めてまいります。

当然のことながら、パブリックコメント用の伝えるための冊子を用意しなければなりません。そちらについても、今日のご意見を踏まえて、我々のほうでしっかり準備して、また、内容によってはこれも各委員にご相談させていただく場面もあるかと思っておりますので、その際にもよろしくお願いいたします。

さらには、景観の場合は、条例改正をしないとこの計画が発動しません。これは、来年度、引き続き、条例の改正手続に入ります。その際にも、しっかりといろいろなチャンネルを使ってこの計画の内容を市民、事業者の皆さんに伝えていくように、引き続き伝え方を工夫しながら進めていきたいと思っております。

そういった形で引き続きしますので、今度ともよろしくお願いいたします。

今後の予定ですが、まず、今日の議事録は、これまでと同様、各委員に内容をご確認いただいてから公開となります。委員の皆様にも郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、審議会としての次回開催は、今後、速やかに日程調整を行って、3月中旬の年度内に最終回を予定しております。内容は、パブリックコメントを経て最終的なご確

認となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成27年度第4回札幌市都市景観審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

平成27年度第4回札幌市都市景観審議会出席者

委員（9名出席）

梅木 あゆみ	(有)コテージガーデン 代表取締役
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院准教授
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ代表取締役
奈良 顕子	(有)奈良建築環境設計室 室長
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター長・教授
廣川 雄一	札幌商工会議所都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長
八木由起子	(株)えんれいしゃ 北海道生活 編集長